

## 自宅で利用できるサービス

### 訪問介護・訪問型サービス



たとえばこんなとき  
入浴やトイレに行くのを手伝ってほしい

訪問介護員(ホームヘルパー)などが訪問し、身体介護や生活援助をします。通院時などの乗車や降車の介助もあります。

#### サービスの例

- 身体介護……入浴、排せつのお世話、着替え、食事の介助、通院の付き添いなど
- 生活援助……住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など  
※同居の方がいる場合は、利用できないこともありますので、事前にケアマネジャー等にご確認ください。
- 通院等乗降介助……通院時などの乗車や降車の介助  
(1回あたり。身体介護は30分以上1時間未満の場合。生活援助は45分以上の場合。)

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
身体介護(※)	4,381円	439円
生活援助(※)	2,479円	248円
通院等乗降介助	1,089円	109円

※サービス開始時間が、早朝(6~8時)・夜間(18~22時)の場合は25%、深夜(22~6時)の場合は50%加算されます。



次のようなサービスは  
介護保険の対象外となります。

- 本人以外の部屋の掃除、庭の草むしり、大掃除など
- くわしくは、サービス提供事業者・ケアマネジャーにご確認ください。

### 総合事業の訪問型サービス(要支援1・要支援2・事業対象者)の場合

平成29年4月から、要支援1・2の方の訪問介護は、次の3種類のサービスになりました。

- ① 介護予防型訪問サービス 訪問介護員(ホームヘルパー)が身体介護や生活援助を行います。
- ② 生活援助型訪問サービス 大阪市の研修を修了した従事者などが生活援助を行います。
- ③ サポート型訪問サービス 閉じこもりの方、口腔機能向上や栄養改善の必要な方を看護師、歯科衛生士、管理栄養士が訪問し支援を行います。

※事業対象者は、③サポート型訪問サービスのみ利用可能です。

(1か月あたり。1回でも利用されると月額の利用者負担が必要となります。) ※通院等乗降介助は利用できません。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
① 介護予防型訪問サービス(週1回程度の場合)	12,988円	1,299円
② 生活援助型訪問サービス(週1回程度の場合)	9,785円	979円
③ サポート型訪問サービス	大阪市直営で実施するため、利用者負担はありません。	

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※地域密着型サービス

24時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護師などが日中・夜間を通じて、定期的巡回訪問と随時対応を行います。  
(要支援1・2の方は利用できません)

たとえばこんなとき  
24時間、いつでも対応してほしい



内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要介護1~要介護5 一体型(介護)	63,005円~285,672円	6,301円~28,568円
要介護1~要介護5 一体型(介護・看護)	91,929円~327,383円	9,193円~32,739円
要介護1~要介護5 連携型(介護・看護)	63,005円~285,672円	6,301円~28,568円

※地域密着型サービス

### 夜間対応型訪問介護



たとえばこんなとき  
夜も定期的に、おむつを替えてほしい

夜間の巡回や通報システムにより対応する訪問介護を行います。  
(要支援1・2の方は、利用できません。)

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
基本月額	11,220円	1,122円
定期巡回(1回あたり)	4,203円	421円
随時訪問(1回あたり)	6,405円~8,618円	641円~862円

### 訪問入浴介護



たとえばこんなとき  
寝たきりで家庭の浴槽では入浴が難しい

介護職員と看護師などが、移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して、入浴の介護を行います。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要支援1・2	9,396円	940円
要介護1~要介護5	14,011円	1,402円

### 訪問看護



たとえばこんなとき  
床ずれの手当や点滴の管理をしてほしい

医師の指示に基づき、看護師などが訪問し、療養上のお世話、診療の補助を行います。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要支援1・2	8,751円	876円
要介護1~要介護5	9,073円	908円

### 訪問リハビリテーション



たとえばこんなとき  
退院した後も自宅でリハビリを続けたい

医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などが訪問し、リハビリを行います。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要支援1・2	3,155円	316円
要介護1~要介護5	3,155円	316円

### 居宅療養管理指導



たとえばこんなとき  
療養上の指導、歯や服薬の管理をしてほしい

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師などが訪問し、療養上の管理・指導を行います。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
医師(月2回を限度)	5,070円	507円
歯科医師(月2回を限度)	5,070円	507円
病院又は診療所の薬剤師(月2回を限度)	5,580円	558円
薬局の薬剤師(月4回を限度)	5,070円	507円
管理栄養士(月2回を限度)	5,370円	537円
歯科衛生士等(月4回を限度)	3,550円	355円
保健師又は看護師など	4,020円	402円